

大元帥陛下御統監

陸軍特別大演習

◇の日近づく

秋漸く深く、本年度陸軍特別大演習の日はいよいよ近づいて来た。畏くも、大元帥陛下が行はせらるゝ筈で、大阪には来る十一月十日を以て御西下遊ばされ、十一、十二、十三日の三日間にわたつて親しく大演習を御統監遊ばさる

後十四日には親兵式竜に賜餐が行はせらるゝ筈で、大阪には来る十一月十日を以て御西下遊ばされ、十一、十二、十三日の三日間にわたつて親しく大演習を御統監遊ばさる

部内に設けられる。

今回の幕僚長は閑院元帥宮殿

下に在しますか、參謀總長

は死を以て國難に殉すべき覺

く成るべし。云々。

又參與木戸孝允も「大政新の實を擧げ、皇威を海外に輝かさ

し、國威を皇張し、復古の勢全

後絶えて久しい事である。

南大將は人も知る前陸軍大臣

明治二十年宇都宮附近に行

はれた第一回の特別大演習以

後絶えて久しい事である。

南大將は人も知る前陸軍大臣

モウクナイ

明治四十年と云へば日露戦争後間もない事である今を去る事春秋二十九年の昔神武御業の靈地たる我大和平野に於て長くも明治天皇御統監の下に特別大演習を舉行あらせられたのである當時は私はまだ新任早々の少尉で紅顔の美禿額頭威面の年寄りではなかつた事は確實である兩軍は第四師團と第十師團で軍司令官はかの有名なる乃木將軍北軍は第十六師團と今一個師團の名は忘れたが第十師團ではなかつたかと思ふ軍司令官はやんごとなき御身であらせらるゝ伏見宮貞愛王殿下であつた師團長は井上光大將士屋光春大將・山中信義中將等で、井上大將は師團長で然も大將である師團長と云へば昔から中將に極まつてゐるが體後一時大將の師團が二つ程あつた何れも日露戦争の勇將で論功により皆上爵であつた私

共は歩兵第六十一聯隊附で乃木軍に屬して南軍に加はつて居つた而して第一日の前夜は紀之川の河畔和歌山縣の粉谷村の東方の某村落に宿營してゐた北軍は敵の事であるから木津川河谷及川内星田附近であつたと思ふ。南北兩軍が前進して衝突したのは高田一八木の線であつた。大和平野北方に追撃し夫れか爾後北軍を退却したが兎も角をも思はれる。爾後北軍は退却したが兎も角をもしき事は忘れたが大和平野野原にて前後した次第である。乱世の如きでも判然と記憶に残つておるのは颯爽たる乃木將軍の英姿である恰も御所町南方を北進する時乃木將軍の司令部の脇を通つた將軍は昔の將軍の制服を此の制式は若い諸君は知らんであらうが大體黒色で帽子の鉢巻は赤で三本の黒線がある。上衣は肋骨式で階級は胸章で區別し今の正装の様な8字型のもの、大將とも

大演習懷古

（一面の襤き）の改進を行つたのが、兵部大輔入村義次郎である。明治二年大村兵部大輔は、直ちに徵兵制度の確立を企圖し、田製を打破して、先づ兵擧察を大版に設け、將士の養成に力を注ぐ。いた。彼は、更に造んで兵器庫を大阪に、造を企畫し、造兵廠を大阪に、火薬製造所を宇治に、火薬庫を八幡に造らんとし、其の計畫室をか質地に踏査すべく發足したが

三、歸休、豫備、後備又ハ第一補充兵(未教育ヲ含ム)デ所
在ノ不明ナル者、其ノ他轉籍・氏名變更又ハ死亡等戸籍
變更ノ場合ニ届出ナク爲ニ所在不明ト看做サレテ居ル者
ト、第二補充兵(未教育ヲ含ム)第一國民兵テ轉籍變更時
所要ノ手續ヲ執ラズ所在不明ト目サレテ居ル者
(2)(3)=相當シテ所在不明者トシテ取扱ハレテキルコ
トハ、在郷軍人トシテハ固ヨリ大ナル恥辱デアルカラ今
回ノ満洲事變ヲ契機トシテ率先役場ニ届出デ又將來モ確
實ニ手續ヲ執ラネバナラヌ
未教育ノ者ニハ是非在郷軍人分會ニ於テ届出ノ義務ヲ解
サセテ欲シイ(詳細兵役法施行規則第五章參照)死亡
失踪ニ就テハ徵兵検査未終了者ト同ジ様ニ家族等カラ
續ラセネバナラヌ

その間が指揮官即ちとて候段会が生たた本反りお他は二万

特別大演習に關する注意
支 部 長

近く本縣内に於て、大元帥陛下御統監の下に特別大演習を舉行せらるゝ事であるか誠に喜ばる次第である會員諸君は稿軍の諸施設に於て遺憾なく注意してをらるゝ事と確信するが、既往に於ける各位の經驗に鑑みられ能く市町村當昌邑と協定し尙くご演習部隊に對する精神的優遇にては断じて他の支部管内に遜色なき機善處せられたいのである。此れが私の諸君に對する御願ひで細部に關しては省略する。

特別大演習に関する注意

擴大を行ひ、全國兵馬の統一を
畫することを急な要するに至
つた。而して朝廷の兵力は、さ
うしても徵兵制度に依つて充備
しなければならなかつた。
大村登之郎の壯麗を繼承し、愈
々徵兵制度の確立に其の歩みを
進めたのが山縣有朋である。
尙特に記述する必要のあるは、
各藩に於ても早くから洋式訓練
を始め、徵兵制度に就つて之に
類した制度を實施した事で、長
州藩の英式兵制は勿論、紀州藩
の鄭式は最も新鋭と稱すべきで
ある。此の如く各藩の洋式訓練
が行はるゝ氣運に向ひつゝある
を見、一面山縣有朋が外遊に依
つて得た新知識と、隠長岡藩を
對外戦に於ける苦闘の経験をび
び徴兵制度確立を促進したことも
見逃すことは出来ぬ。斯くて
見逃すことは出來ぬ。斯くて
中央政府は、全國に徵兵創
立日徵兵規則
十三日徵兵規則
に布達した。此規
ではあるが、實は壯
兵の召募であつて、全國に佈
した賦兵、即ち今日の所謂常
兵は趣を異にしてゐる。現時
大要は次の通りである。
一、徵募の要領　府藩縣の士
なる者否とを問はず、身體強
にして兵卒の任務に堪ふべ
を選び、一萬石につき五人づ
大坂兵部省に差出さしむ。
二、兵卒の身體　年齢二十年
以上三十年以下にして身體筋骨健
體、身長五尺以上にして兵體
堪ふる者。
三、服役　四年として再服を
乞ふときは之を許し、假り服を
さなりたる者検査に依り服供を
許し難きときは代入を許す。

役の義務などは、
散縷をなし將軍
笑顔を以て吾等
されか事が今尙眼
ものが有る。」
何しろ古い事で、
現職であらるゝ
閣トで今節團
未だ大尉位であ
ておる。

嗚呼、秋を聞す
有五山河依然舊
人事の變轉極至
に世運の交替も
ある今や帝國は
み生死の岸頭に
それを開し彼岸
せんがためには
胞の一大團結を
る恰も明治大
せられし此の大
五年を経て再び
統監の演習に再
染を拂ひ往時を
思ひ感極まるも
文を草する所以

して當時は未断行するだけの
かつたので、先
國の府藩縣のみ
乍ら此の試験的
不備と政府の實
依つて、全く失
るの止むなきに
より先き、薩
の兵を以て、御
の議があつたが
二十三日此の議
納あらせられ、
の兵を徵して御
た。慶州藩より
兵四隊、長州藩
士佐藩は歩兵二
隊、砲兵二隊で
隸屬せしめたが
央政府の誠信を
めたのであつた
同年四月には東
薺た石巻、小倉
になつた。所が
の議が熟し、同
令が下り、兵制
々近づいて來た
同年八月二薺薺
大阪、鎮西（小
本）東北（石巻な
の四箇藩を置き
々其の諸に就い
さ云ひ僅漢語兵
の貢する所謂壯
壯兵ではない。
出兵を期すを以
士族強壯者を

は慈父の如き、若輩に對せよ、前にも勞済たる事茲に、當時の將官たる元帥殿の長級の將官は、つた様に覺え、事茲に、士態を存するよりなく又同時著しきものの大危機に陥り立つてゐるゝの光明を獲得するのである。

だ之を全國的確信す。卓備も、五つ試に畿内に行つた。然し御親王は、云ひ共に精勤する。當が前衛兵なるもので、帝國の兵備は、統一の好機がなつた。然し御親王は、東京へ歸して、東京へ歸して、其の後、西海の二・二二に設置する。此の時既に屬國は、大隊、大隊、大隊、騎兵二千人を、之を兵部省は、之に依つて、大いに重からん。

建國の精神に還れ

更生を説

も新舊の間に藩
く
正の談片

これが日本建國の精神であり日本人たるの根本資格である ◇

日本は海國である。四面に海を囲らし河川へ出るにも海で

贈奉還、廢藩置縣に、加
兵制の大改新を行つたのである。かく、其の決斷と其の意氣は、實に敬服の外ない。

而して徵兵法典は、其の作成すらも決して容易でなかつた。即ち大寶令時代の遺制はあつても、一千有餘年前の制度であつて、採つて以て直ちに之を應用することは出来ず、歐洲の制に倣はんとするも獨佛の制度書を手に入れるさへ容易でなかつたが、西周、原田一道等の學者の苦心に依り徵制を參照して、本邦の古制と國情等に基かしめ、漸く本法典作成の功を挙げるに至つたといふことである。

而して徵兵制度の確立は既に述べたるが如く、大村義次郎の遺聞に基き、山縣有朋の成し得た一大功績であると信するが、尙ほ此の山縣を助けたものに、西周助、山田顯義があり、徵兵令の制定に就ては、曾我祐準、大島真蘇、宮木信尊等が最も與つて力あることを忘れてはならぬ。そこで徵兵の制定に移るのであるが、その前に一應海軍に就ては、水兵の徵募も殆んど其の必要がなかつた（第四面へ續く）。

由來鎌倉の海軍は、徳川幕府及諸藩の軍艦を集めて成り立つたもので、海軍省が陸軍省と分立する明治五年二月前後に在つては、水兵の徵募も殆んど其の必

行發日五月一十年七和唔

聯隊へ御慰問の
際は當館へ

道場

良市高畑町
電話奈良一二三三番

各國時計
貴金屬
多賀時計店
奈良市下清水町
電話一〇九一一番



登
錄

陸海軍御用達
清涼劑福美丹

高
闢

貴金屬各國時計

奈良市下清水町
電話・一〇九一番

最光榮大賽全國司令部ノ御證製造高壹百萬挺突破

三八式步兵銃代用
井澤式教練銃

井澤式教練銃製造所
大阪市北區天満橋所營
元御用本部會軍人鄉在帝國
所修繕軍銃認定內務省
所修繕軍銃認定陸軍省

滿洲上海

ア幕ル

(井澤銃報詳載)